

岐阜県公報

第 千 九 百 六 十 八 号
平 成 二 十 年 七 月 二 十 九 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 美濃市の区域内の町及び字の区域及び名称変更
(市 町 村 課) 五三三^{ページ}
- 農業振興地域の指定に関する告示の一部改正
(農 業 振 興 課) 五三四
- 保安林に指定する予定である旨の通知
(治 山 課) 五三四
- 解除予定保安林とする旨の通知
(同) 五三四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
(同) 五三五
- 道路の供用開始
(道路維持課) 五三七
- 道路の区域変更
(同) 五三八
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
(環境生活政策課) 五三八
- 土地改良区役員の退任及び就任
(可茂農林事務所) 五三八

告 示

岐阜県告示第四百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、美濃市の区域内の町及び字の区域及び名称を変更した旨美濃市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の字
もみじが丘二丁目	大字極楽寺字西田の一部、大字大矢田字井守山の一部、字渡来川北の一部、字檜本の一部
もみじが丘三丁目	大字極楽寺字西田の一部、字南出の一部、字南山の一部、大字大矢田字井守山の一部、字渡来川北の一部、字檜本の一部
もみじが丘三丁目	大字極楽寺字暮盤洞の一部、字南出の一部、字南山の一部、大字大矢田字渡来川北の一部

この処分は、美濃市美濃西部土地区画整理組合による美濃市美濃西部土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 揭示場

県庁及び美濃市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類
三 揭示期間

平成二十年七月二十九日から
同 年八月十九日まで

岐阜県告示第四百八十五号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十五年岐阜県告示第七百九十四号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

三 美濃加茂地域の部を次のように改める。

三 美濃加茂地域

美濃加茂市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び可茂農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十六号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第六百三号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 関地域の部を次のように改める。

一 関地域

関市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び中濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町栗野俣字一本杉平一六五一の四、一六五二の三、一六五五の二、一六五五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一（一）解除に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町新名字峠ノ尾四八四の六

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(二) 解除に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町保木林字林ヶ向四一六の三(次の図に示す部分に限る。)、四一六の

四、四一六の五

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市丹生川町岩井谷字西猴山九六五、字東さる山一一九一

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市丹生川町岩井谷字東中尾一一九八

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市丹生川町三之瀬字向垣内五三三、字ラシヒラキ六六七、字大谷山六六九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市萩原町山之口字深谷三一九八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市夏焼字喜平柳三の一、字はしばヶ洞四の一、四の二、四の四、四の五、四の二〇、字ドロ山五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町弓掛字信濃柿七四五の三、七四六、七四七の四から七四七の四まで、七四八の三、七四八の一七

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市馬瀬下山字若佐洞二六四の四、二六四の五、二七一の一、二七二

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)
県道	ひるがの 高原線	郡上市高鷲町鷲見字上野五三 九四番一地从先から 同 市 同 町 同 字 同 二七 一〇番一地从先まで	一八五・〇	平成 二〇・七・二九	平成 二〇・七・二九

岐阜県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類							道路の種類
路線名							路線名
区間							区間
可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から	可児市桜ヶ丘五丁目一 番地一 地先から
後	前	後	前	後	前	後	前
一三〇 〇 三六・八	一三〇 〇 四三・五	一六〇 〇 四〇・〇	一四〇 〇 四〇・〇	一六〇 〇 四四・〇	一五八 〇 四四・〇	一七〇 〇 二五・二	一七〇 〇 二五・二
八四・〇	八四・〇	二〇二・四	二〇三・一	二〇二・四	二〇三・一	二一三・〇	二一三・〇
備考							備考

公
示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年七月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドットNET分散開発ソフトウェア・

センター

- 三 代 表 者 の 氏 名 横 山 俊 明

- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市今宿六丁目五二番地の二六

- 五 定款に記載された目的 この法人は、ソフトウェア開発企業に対して、オン・

ザ・ジョブでのサービス志向アーキテクチャー（SOA）に基づくソフトウェアのコンポーネント化設計開発の実務研修に関する事業を行い、高度情報技術者を育成し地域ソフトウェア企業の競争力を高め、地域情報産業の発展に寄与することを目的とする。

注）サービシス志向アーキテクチャー（SOA）とは業務単位（注文受付・在庫照会・出荷・決済）ごとのソフトウェア部品（機能を組み合わせて一連の業務を処理するシステム）を作り上げる手法

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土	退	役	名	住	所
改	年				
良	月				
区	日				
名					
地					

富加町木	平成	理事	吉田左近	加茂郡富加町大山	六六八番地
曾川右岸	二〇・六				
用水土地		同	高井鐸雄	同	一三七〇番地
改良区				滝田	

就任した役員

土	就	役	名	住	所
改	年				
良	月				
区	日				
名					
地					

富加町木	平成	理事	高井勝男	加茂郡富加町滝田	一三七二番地二
曾川右岸	二〇・七				
用水土地	二四	同	西部秀之	同	六三九番地
改良区				大山	

平成二十年七月二十九日印刷
平成二十年七月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社
寛